

大学ファンド創設と 大学研究力強化に向けた取組について

令和3年10月12日

研究振興局 大学研究基盤整備課

1. 大学ファンドの創設について

①世界と伍する研究大学専門調査会

**②世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等
のための検討会議**

2. 大学研究力強化に向けた取組について

10兆円規模の大学ファンドの創設

現状とファンド創設の狙い

- 研究力(良質な論文数)は相対的に低下
- 博士課程学生は減少、若手研究者はポストの不安定/任期付
- 資金力は、世界トップ大学との差が拡大の一途

- **世界トップ研究大学の実現に向け、財政・制度両面から異次元の強化を図る**
- ✓ **大学の将来の研究基盤への長期・安定的投資の抜本強化**
- ✓ **世界トップ研究大学に相応しい制度改革の実行**

制度概要

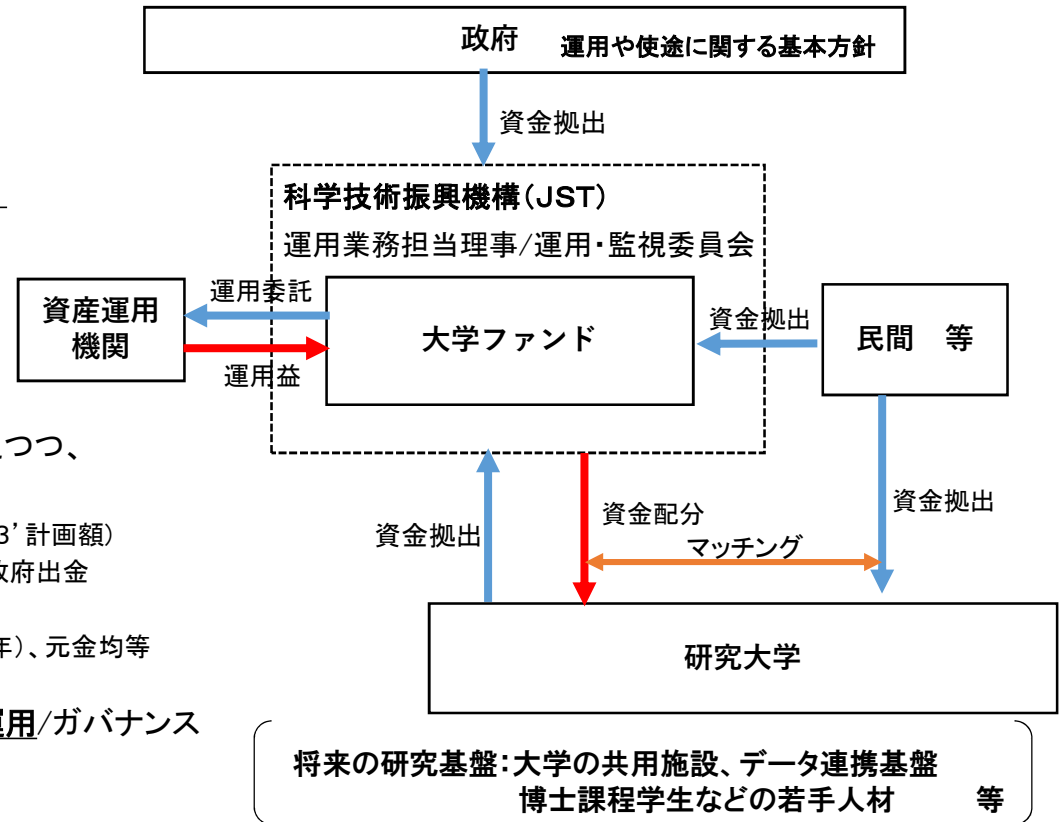
基本的枠組み

- 科学技術振興機構(JST)に大学ファンドを設置
- 運用益を活用し、研究大学における将来の研究基盤への長期・安定投資を実行
- 参画大学は、世界トップ研究大学に相応しい大学改革、資金拠出にコミット
- 財政融資資金は50年の時限、将来的に大学がそれぞれ自らの資金で基金運用するための仕組みを導入。

大学ファンドの運用

- 4.5兆円*1からスタート、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、早期に10兆円規模の運用元本を形成*2
 - ※1 政府出資0.5兆円(R2'第3次補正予算)、財政融資4兆円*3(R3'計画額)
 - ※2 R4概算要求においては、JSTの運用経費相当分の一部として、政府出金10億円を要求、R4財政融資4.9兆円を要求
 - ※3 財政融資資金については、融通条件(40年償還(うち据置期間20年)、元金均等償還)に沿って順次約定償還。
- 長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ効率的に運用/ガバナンス体制の強化
- R3年度中の運用開始を目指す

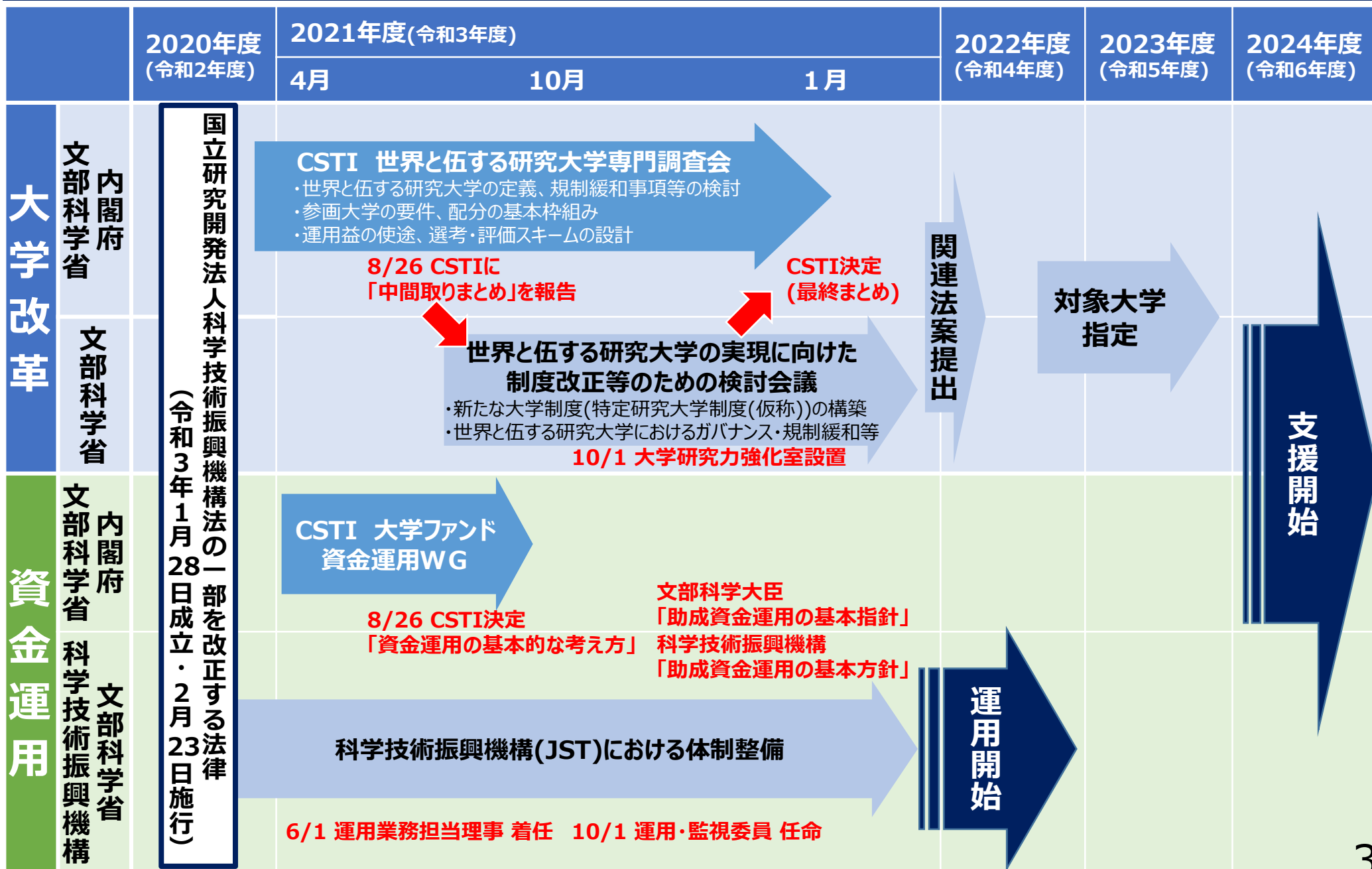
スキーム



【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

世界トップレベルの研究基盤の構築に向け、本年度中に運用を始める大学ファンドについて、経営と教学の分離の推進、外部資金の拡大等の参画大学の要件を年内に具体化するとともに、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、10兆円規模への拡充について、本年度内に目途を立てる。

大学ファンド創設に関するこれまでの進捗と今後のスケジュール



1. 大学ファンドの創設について

① **世界と伍する研究大学専門調査会**

② 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等
のための検討会議

2. 大学研究力強化に向けた取組について

世界と伍する研究大学専門調査会における主な議論の状況

- 世界と伍する研究大学専門調査会では、大学ファンドの支援対象となる「世界と伍する研究大学」に求められる要素等について検討を行い、本年7月に「世界と伍する研究大学の在り方について(中間とりまとめ)」を取りまとめ。
- 秋以降、大学ファンドによる支援の基本的な考え方等について議論を行い、本年中に最終まとめを行う予定。

<会議の開催状況>

- 第1回 令和3年3月24日(水) テーマ:人材
・デービッド・プライス氏(ユニバーシティカレッジロンドン副プロボスト(研究担当))からヒアリング
- 第2回 令和3年4月16日(金) テーマ:資金
・ジョン・ウィルトン氏(元UCバークレー副学長(経営・財務担当)、元シンガポール国立大学副学長(経営・財務担当))からヒアリング
- 第3回 令和3年5月21日(金) テーマ:ガバナンス
・ロバート・バージノー氏(カリフォルニア大学バークレー校名誉学長・教授)からヒアリング
- 第4回 令和3年6月8日(火)
・松本元京都大学総長、平野前大阪大学総長、里見前東北大学総長、五神前東京大学総長からヒアリング
- 第5回 令和3年6月30日(水)
・リチャード・レビン氏(元イエール大学学長)、タン・チョー・チュアン(前シンガポール国立大学学長)からヒアリング
- 第6回 令和3年7月19日(月)
・中間とりまとめ(骨子案)審議
- 第7回 令和3年7月27日(火)
・中間とりまとめ(案)審議

※以降も月に1回程度の頻度で会議を開催。

<構成員>

- ◎ 上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員
- 篠原 弘道 同
- 橋本 和仁 同
- 安宅 和人 ヤフー株式会社 チーフストラテジーオフィサー
- 遠藤 典子 慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート 特任教授
- 金丸 恭文 フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長グループCEO
- 川合 真紀 自然科学研究機構 分子科学研究所長
- 小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役会長
- 白石 隆 公立大学法人熊本県立大学 理事長
- 菅 裕明 東京大学大学院理学系研究科 教授
ミラバイオロジクス株式会社 取締役
- 富山 和彦 株式会社経営共創基盤 IGPIグループ会長
- 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士
- 村山 齊 カリフォルニア大学バークレー校 教授
東京大学 国際高等研究所カブリ数物連携宇宙研究機構 教授

CSTI世界と伍する研究大学専門調査会中間とりまとめ

1. 世界と伍する研究大学の目指すべき姿

- 基本計画におけるSociety5.0社会の実現に向けては、我が国の研究大学の在り様をリデザインし、**3%程度の事業成長を前提に**、カーボンニュートラルやDXなどの社会課題の解決や日本が世界を凌駕する成長分野の創出など**産業界や学術界、地域、行政など多様な主体を巻き込みながら、グローバル社会の変革を牽引する活動を展開することをミッション**とすることが必要。
- そのためには、事業戦略・財務戦略とそれを支える**強靱なガバナンス**を有し、大学を取り巻く社会と対話しその共感を引き出すことで柔軟性のある持続可能な成長を実現する「経営体」を目指すことが必要。
- 高度な教育研究環境**を実現するのに必要な多様な財源の獲得を含む**経営の高度な自律性、自由裁量**が必要

2. 世界と伍する研究大学の在り方

■ガバナンスの在り方

- 世界と伍する研究大学のミッションに照らせば、大学のビジョンや事業・財務戦略の策定、それらを実行する学長の選考と監督といった大学経営に関する**重要事項を、学内外のステークホルダーが共に議論、共有を行う最高意思決定機関としての合議体**が必要。
- 合議体の構成員は大学のミッションを理解し、その実現に向けて強い使命感と責任感が必要であり、また、構成員がその決定について責任を持つ制度とすることが必要。
- 学長の選考については、合議体において経営的資質を踏まえ、**大学内外から適任者を選考**できることが必要。
- 世界と伍する研究大学に特化した**ガバナンスコード**を策定するとともに、**大学内の意思決定過程の公開**を通して外部への説明責任を高めていくことが必要。

■事業・財務戦略の在り方

- 大学全体として財源に裏付けされた**事業戦略**が必須。その際、学内のセグメントごとの財務状況の把握が必要。
- 大学全体の事業戦略、財務戦略を立案し、責任をもって実行に移す「**事業財務担当役員(CFO)**」の設置が必要。
- 大学自己資金の拡充のためには、ビジョンの提示によりステークホルダーからの共感を引き出し、**執行部主導のファンドレイジング**、ベンチャー育成、既存企業との連携による新たな価値の創出等が必要。

■教育研究システムの在り方

- 研究環境の充実、人事制度の変革等により世界的な研究者マーケットで優秀な研究者を獲得できるようにすることが必要。
- 優秀な博士課程学生を研究者として処遇するとともに、若手研究者の自由な流動性を確保し、競争的な環境の中で処遇。
- これら教学に関する事項の実質的な責任者としての「**プロボスト**」の設置が必要。
- 大学経営人材の資質向上や外部人材の活用、研究支援者の積極採用。

3. 当面必要な制度改正等

- ✓ 世界と伍する研究大学について、既存の大学制度の特例としての**新たな制度的枠組み(特定研究大学制度(仮称))**を構築し、大学ファンドからの支援を含め政府による財政的支援、規制緩和等を集中的に行うことが必要。また、国として適切な関与を行うための**アドバイザリーボード**の設置が必要。
- ✓ また大学の自律性・自由裁量を高める観点から、教育研究組織の改廃手続きの緩和、国大法人における基金制度の構築、既存評価の削減、債券等による自己資金調達機能の拡充等が必要。
- ✓ 国立大学法人については、**合議体のガバナンスを可能とする法制度を導入するための法改正**が必要。※公立大学法人は改正の必要性を要検討。

⇒**具体の制度改正内容については別途、関係省庁において検討を進め、本専門調査会の最終報告に反映。**

4. 今後の検討予定

- 大学ファンドによる世界と伍する研究大学、博士学生支援の要件、支援の在り方等について検討を行い、3. の具体の制度改正内容と併せて、本年末に最終とりまとめを行う予定。

世界と伍する研究大学専門調査会における今後の議論

- 専門調査会においてはこれまで、世界と伍する研究大学に期待される姿を議論(⇒特定研究大学(仮称))
- 9月以降は当該大学に対するファンドからの支援の在り方について議論を行い、本年末を目途に最終とりまとめを行う予定。

専門調査会の検討課題

①世界と伍する研究大学の実現に向けた方策等(中間とりまとめ)

- どのような要素(研究人材の集積(博士課程学生支援含む)、資金、ガバナンス等)を満たすことが必要か。
- 自律的な経営の実現に向けた外部資金確保に当たっての制度的隘路、必要な規制緩和等は何か。
- 獲得した外部資金を最大限活用し、経営する大学に求められるガバナンスはどのようなものか。

②ファンドからの支援の基本的方針

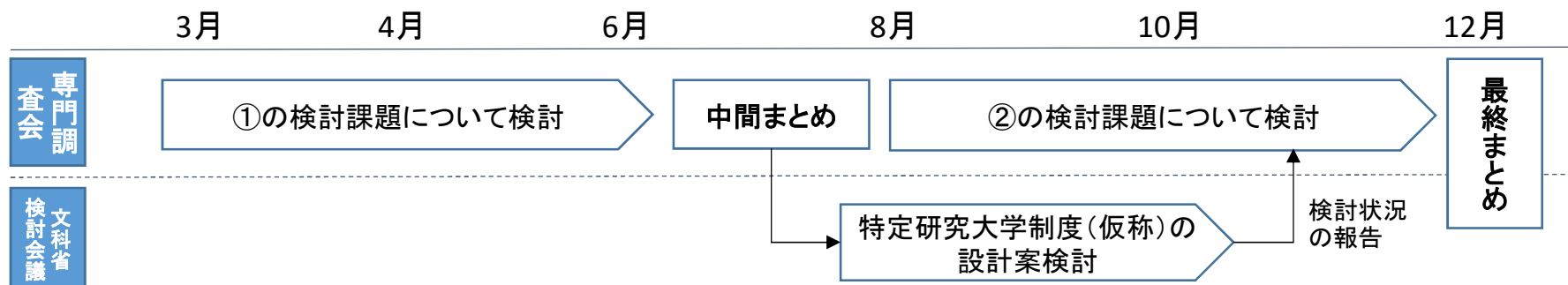
- 支援対象大学としての必須要件(研究力の考え方、研究分野の広がりによる総合力と特定分野の競争力のバランス等)と決定する際に評価すべき視点
- ファンド支援対象の層(数)、ファンドによる支援期間や支援打ち切りなども含めたモニタリング・評価の方法
- 支援規模、用途範囲 等

今後の開催予定

- ◆第8回会合:9月10日(金) 10:00~12:00
 - 大学ファンドによる支援の基本的考え方の個別論点を提示して議論。
- ◆第9回会合:10月8日(金)
 - 第8回会合を踏まえ、各論点についてのたたき台を議論。
- ◆第10回会合:11月15日(月)
 - 文部科学省検討会議の検討状況の報告
 - 大学ファンドによる支援の基本的考え方について引き続き議論。
- ◆第11回会合:12月10日(金)
 - 最終まとめ案について議論

※議論の状況に応じて、12月以降も会議を継続。

スケジュール



1. 大学ファンドの創設について

①世界と伍する研究大学専門調査会

②世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等
のための検討会議

2. 大学研究力強化に向けた取組について

文部科学省：世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議

○検討会議においては、世界と伍する研究大学専門調査会の中間まとめに盛り込まれた「特定研究大学制度(仮称)」を含む制度改正事項について検討を行い、その検討結果を専門調査会に反映。

文部科学省検討会議の検討事項

(1)世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正について

- ・新たな大学制度(特定研究大学制度(仮称))の構築
- ・世界と伍する研究大学におけるガバナンス
- ・世界と伍する研究大学に係る規制緩和等

(2)国立大学法人のガバナンス改革・規制緩和の推進等について

文部科学省検討会議の開催予定

◆第1回:9月7日

- 特定研究大学(仮称)に求められるガバナンス①

◆第2回:10月14日

- 特定研究大学(仮称)に求められるガバナンス②
- 特定研究大学(仮称)に係る規制緩和等
- 特定研究大学(仮称)の指定・評価①

◆第3回:11月10日

- 特定研究大学(仮称)の指定・評価②
- 特定研究大学(仮称)の名称
- CSTI専門調査会への検討状況の報告に向けて

◆第4回:11月25日

- とりまとめ案

(◆第5回:年内(予備日))

文部科学省検討会議の構成員

上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員(常勤)

太田 誠 株式会社日立製作所 顧問

◎ 金丸 恭文 フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長
グループCEO

篠原 弘道 日本電信電話株式会社取締役会長、
総合科学技術・イノベーション会議議員(非常勤)

高橋真木子 金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研
究科教授

橋本 和仁 国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長、
総合科学技術・イノベーション会議議員(非常勤)

林 隆之 政策研究大学院大学教授

松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科教授

山本佳世子 株式会社日刊工業新聞社論説委員兼編集委員

※研究振興局及び高等教育局の共同設置

専門調査会中間とりまとめにおける 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討事項

1. 新たな大学制度（特定研究大学制度（仮称））の構築

- 既存の国立大学法人制度、公立大学・公立大学法人制度、学校法人制度の特例として、トップクラスの「世界と伍する研究大学」に特化した仕組み（特定研究大学制度（仮称））を構築することが適当
- 国公立大学法人においては、国や地方公共団体との間の中期目標・中期計画とそれに伴う評価の仕組みについて簡素化を行うとともに、事業成長のアウトカムへのコミットなど、数個の厳選したアウトカム指標を基調とした目標・計画・評価の仕組みとすることが必要
- ステークホルダーとしての国の関与も必要であり、アドバイザリーボード（仮称）のような仕組みを設けることが必要
- その他、新たな制度の対象となる大学（法人）に対して高度な自律性や自主裁量を与えるという観点から当該大学（法人）の性質や関係法令を踏まえ、例えば教育組織の新設改廃や定員設定についての国の関与や認証評価等の評価との関係について整理を進める。また、寄附を促進する観点からの税制改正、産学連携を推進する観点からの知的財産権の取得等の促進に向けた検討も必要
- 国公立大学法人については高度な自律性や自主裁量を発揮する上での法制上の制約も存在し、例えば、以下の方向性で検討することが必要。また、法令によらない通知等で実質的な規制が課されているとの指摘もあり、その見直しも同時に必要
 - ・基金への積立を可能とする仕組みの創設（既存の積立金制度との関係整理含む）
 - ・基金制度導入を踏まえた会計制度の在り方
 - ・授業料の設定の柔軟化
 - ・長期借入れや大学債券の発行における要件の緩和（対象事業の拡大、償還期間の更なる長期化、リファイナンス、償還財源の多様化等）
 - ・大学所有資産の活用における認可の緩和
 - ・資産運用を主目的とする子会社の設置

専門調査会中間とりまとめにおける 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討事項

2. 国公立大学法人における合議体の設置等

- 国立大学法人については現状、理事長または学長が法人の長として業務を総理する権限が与えられており、合議体によるガバナンスを前提としておらず、合議体の導入に当たっては、既存の法制度の見直しが不可欠であり、具体には、合議体の設置を可能とする法改正を行うことが求められる。
- その際、以下についてより具体的な内容を明確化する必要
 - ①新たに導入する合議体の権限について、大学の長の選考や重要事項の決定権を与えることが想定されるが、重要事項にはどの程度の内容を含むべきか、また、合議体の長の責任と権限はどうあるべきか。
 - ②合議体の構成員について、民間企業と異なりコモンズである大学の特性を踏まえ、外部のステークホルダーの意向を反映するという趣旨と、教学に関する事項は教職員の意向を踏まえることが必要というバランスの中で、合議体の構成員の具体的な構成をどう規定するか。
 - ③合議体が健全にその機能を果たしていくため、給料を含めたインセンティブやその活動に対する評価の仕組みをどのように構築していくか。
- 一方、公立大学法人については、地方団体の組織のあり方は可能な限り地方団体の任意の判断に委ねるべきという地方独立行政法人法の趣旨を尊重した検討が必要

1. 大学ファンドの創設について

- ① 世界と伍する研究大学専門調査会
- ② 世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等
のための検討会議

2. 大学研究力強化に向けた取組について

大学研究力強化に向けた主要な取組

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)における主な記載

- **大学は、多様な知の結節点**であり、また、**最大かつ最先端の知の基盤**である。大学には、研究人材や研究施設・設備にとどまらず、各種のデータ基盤とその分析機能、産学連携のハブ機能、国際的な知のネットワークなど、**有形・無形の知的資産が存在**しており、学術の中心として、このポテンシャルを様々な形で最大限に活用してSociety 5.0 時代を牽引する役割が求められている。
- 不確実性の高い社会を豊かな知識基盤を活用することで乗り切るため、今後、全ての大学が同一のあるべき姿を目指すのではなく、個々の強みを伸ばし、各大学にふさわしいミッションを明確化することで、**多様な大学群の形成**を目指す。
- 優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境の中、経済的な心配をすることなく、自らの人生を賭けるに値するとして、**誇りを持ち博士後期課程に進学し、挑戦に踏み出す**。

【具体的取組】

① 大学ファンドの創設

- ✓ 10兆円規模の**大学ファンドを創設**し、その運用益を活用することにより、世界と伍する研究大学の実現に必要な研究環境の整備充実への支援とともに、大学改革を完遂することにより、我が国の研究大学における**研究力の抜本的な強化**を実現
⇒世界と伍する研究大学をつくるためには「**ガバナンス**」と「**資金力**」がカギであり、大学がしっかりとした経営戦略を立てる体制を構築すべく、大学ファンドの10兆円規模への拡充や必要な制度の検討、**次期通常国会での必要な法改正**を目指す

② 地域の中核となる大学の機能強化

- ✓ 特定分野の高い研究力の強化、人材育成や産学連携活動を通じた地域の経済社会、日本や世界の課題解決への貢献のために、地域の中核となる大学が**強みや特色**を最大限に活かし、発展できるような**大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的運営**の実現を推進
⇒地域の中核大学が特色ある強みを十分に発揮し、社会変革を牽引することができるよう、**総合支援パッケージを本年度内に取りまとめ**

③ 若手研究者の活躍促進

- ✓ JST基金への追加措置により、博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究を支援する「**次世代研究者挑戦的研究プログラム**」を新設するとともに、若手を中心とした多様な研究者による挑戦的な研究を最長10年間支援する「**創発的研究支援事業**」を推進
⇒大学ファンドに先駆けて、**博士課程学生の支援を大幅に拡大**

(参考)大学研究力強化委員会の新設

※10月13日科学技術・学術審議会 総会において設置を審議

- ✓ 大学の研究力強化を図るため、2021年度から、文部科学省における**組織・体制の見直し・強化**を進め、第6期基本計画期間中を通じて、国公私立大学の研究人材、資金、環境等に係る施策を戦略的かつ総合的に推進
⇒科学技術・学術審議会の下に「**大学研究力強化委員会(仮称)**」を新設し、関係局課が連携し、幅広い観点から機動的に調査検討

大学研究力強化委員会の設置について

1. 設置の背景

- ✓ 今般の文部科学省の組織再編では、その主要な狙いの1つとして、大学、大学共同利用機関の研究力強化のための体制整備を図ることとしており、科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策の企画立案・推進を所掌する研究振興局を中心に、大学等の研究力強化に向けた政策を総合的に推進することとしている。
- ✓ このため、学術に関する研究機関(大学附置研究所、大学共同利用機関等)の研究体制の整備等を所管する学術機関課の所掌範囲を拡大し、大学等の研究全般に関する基本的な政策の企画立案・推進等を分掌させ、令和3年10月、名称を「大学研究基盤整備課」に改めるとともに、同課に「大学研究力強化室」を設置。

2. 大学研究力強化委員会の役割

- ✓ 大学研究力強化室においては、科学技術イノベーションの源泉となる大学等の研究力強化への要請が特に高まる中、個別大学等の特色・強みに基づく研究の実態を踏まえ、我が国の大学等における研究全体を俯瞰した政策の企画・立案、推進というこれまでの文科省では十分に担うことのできていなかった総合的な政策に関する機能を担うこととなる。
- ✓ 現在、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の「世界と伍する研究大学専門調査会」において、大学ファンドの制度設計に向けた検討が進められるとともに、「統合イノベーション戦略推進会議」において、「地域の中核となる大学の機能強化に向けたパッケージ」を今年度中に策定することとされているなど、文科省としても、大学等の研究振興に関する総合施策の実施等に当たって、大学等における科学技術に関する研究開発に関する重要事項について、機動的に調査する必要があることから、科学技術・学術審議会運営規則第6条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の委員会を置くこととしたい。

名 称：大学研究力強化委員会

調査事項：科学技術イノベーションの源泉となる大学等の研究力強化を図るため、大学等における科学技術に関する研究開発に関する重要事項について、幅広い観点から調査検討を行う。